

見附市教育員会告示第20号

見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年8月30日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱（平成28年見附市教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられず」を削る。

第3条中「であって、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者で、次の各号のいずれかの事由に該当する者」を削り、同条各号を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。